

外商投資企業出資者出資権変更に関する若干の規定

(1997年5月28日、対外貿易経済合作部、国家工商行政管理局[1997]外経貿易法発第267号公布)

各省・自治区・直轄市及び計画単列市対外経済貿易委員会(庁、局)、工商行政管理局、哈爾濱市・長春市・瀋陽市・南京市・武漢市・成都市・西安市・広州市・済南市・杭州市・珠海市・汕頭市対外経済貿易委員会(局)御中

外商投資企業出資者出資権変更手続を規範化して、各出資者の合法的權益を保護する為、「外商投資企業出資者出資権変更に関する若干の規定」を公布するので、遵守して執行する事。執行中に問題が発生した場合、直ちに対外貿易経済合作部及び国家工商行政管理局に申し出る事。

第1条

外商投資企業の健全な発展を促進して、各出資者の合法的權益を保護し、社会の経済的秩序を維持する為、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」及びその他関連法律、法規に基づき、本規定を制定する。

第2条

本規定にて称する外商投資企業出資者出資権変更とは、中国の法律に基づき、中国国内に設立された中外合弁経営企業、中外合作経営企業、独資企業(以下併せて「企業」と言う)の出資者及び「企業」に対する出資(合作条件の提供を含む)額(以下併せて「出資権」と言う)に変化が発生した事を指す。以下の場合の主要原因により発生した外商投資企業出資者の出資権変更を含むがこれらに限らない。

- (1) 企業出資者間の協議による出資権譲渡の場合
- (2) 企業出資者がその他の出資当事者の同意を経て、当該出資者の関連企業又は他の第三者に出資権を譲渡する場合
- (3) 企業出資者の企業登録資本金調整協議により各出資者の出資権が変更される場合
- (4) 企業出資者がその他の出資当事者の同意を経てその出資権を債権者に抵当・担保提供し、抵当権者又は受益者が法律規定及び契約の約定に基づき当該出資者の出資権を取得する場合
- (5) 企業出資者が破産、解散、登記抹消、取消処分又は死亡して、その承継者、債権者又はその他受益者が法に則り当該出資者の出資権を取得する場合
- (6) 企業出資者が合併又は分社され、当該合併又は分社後の承継者が元の出資者の出資権を法的に承継する場合
- (7) 企業出資者が企業の合弁／合作契約、定款の出資義務を履行せず、元の審査認可機関の認可を経て、出資者が変更される場合又は出資権が変更される場合

第3条

企業出資者の出資権変更は、中国の関連法律、法規を遵守しなければならない、本規定に基づき、審査認可機関の認可及び登記機関の変更登記を経なければならない。審査認可機関の認可を経ない出資権の変更は無効である。

第4条

企業出資者の出資権変更は中国の法律、法規の出資者の資格規定及び産業政策要求に一致していなければならない。

「外商投資産業指導目録」に基づき、外国企業独資経営が許可されない産業の場合、出資権変更により外国側出資者が企業の全出資権の保有する事は禁止する。出資権の変更により企業が独資企業となる場合、「中華人民共和国外資企業法実施細則」(以下「外資細則」と略称する)に規定された独資企業設立条件に一致していなければならない。

国有資産が出資権を支配する場合又は主導的地位にある産業の場合、出資権変更により外国側出資者又は非中国企業が出資権支配又は主導的地位となる事を禁止する。

第5条

非外国側出資者が中国側出資者にその全出資権を譲渡する場合を除き、企業投資者の出資権変更は、外国側出資者の投資比率が企業登録資本金の25%以下となる事を禁止する。

第6条

その他の企業出資者の同意を経て、既に出資金を払い込んだ出資者は「中華人民共和国担保法」(以下「担保法」と略称する)の関連規定に基づき、抵当契約を締結して審査認可機関の同意を得た後、払込済出資権を抵当権者に担保に供する事が出来る。出資者は未出資部分の出資権を抵当担保に供する事は出来ない。出資者はその出資権をその企業に対して抵当担保とする事は出来ない。

抵当担保期間において、担保提供出資者がその企業に対する出資者としての身分に変更がない場合、担保提供出資者及びその他出資者の同意を経ずして、抵当担保権者はその抵当担保出資権を譲渡してはならない。担保提供出資者は抵当担保権者の同意を経ずして、既に抵当担保に供している出資権を譲渡したり二重抵当担保に供する事は出来ない。

担保提供出資者及び抵当担保権者の権利、義務及び抵当担保契約の内容は、関連法律、法規及び本規定の関連規定が適用される。

第7条

企業出資者の出資権変更の審査認可機関は、当該企業の設立認可を行った審査認可機関とするが、中外合弁・合作企業の中国側出資者の出資権変更により企業が独資企業となる場合、当該企業が「外資細則」第5条の規定に定める独資企業設立を規制する業界に従事している時、当該企業の中国側出資者の出資権変更は必ず中華人民共和國対外貿易経済合

作部(以下外経貿部と略称する)の認可を得なければならない。

企業が登録資本金を増資する事が出資者の出資権に変化が生じ、その総投資額が元の審査認可機関の認可権限を超える場合、その企業の出資者の出資権変更は審査認可権限の関連規定に基づき、上級審査認可機関に申請して認可を受ける。

企業出資者の出資権変更の登記機関は元の登記機関とするが、外経貿部の認可を得て出資権を変更する場合、国家工商行政管理局又はその委託する元の登記機関にて変更登記手続を実施する。

第8条

国有資産投資による中国側出資者の出資権変更の場合、国有資産評価機関が変更必要の出資権に対する価格評価を実施して、国有資産管理部門の確認を得なければならない。確認された評価結果は変更する出資権の評価額の根拠とする。

第9条

本規定の第2条(1)、(2)の原因にて出資権を変更する場合、企業は審査認可機関に対して以下の書類を提出する。

- (1) 出資者出資権変更申請書
- (2) 企業の元の合弁／合作契約書、定款及びその修正協議書
- (3) 企業批准証書及び営業許可証のコピー
- (4) 企業董事会の出資者出資権変更に関する決議
- (5) 企業出資者出資権変更後の董事会構成員名簿
- (6) 譲渡者と被譲渡者間で締結されたその他出資者の署名又は書面による同意を得た出資権譲渡協議書
- (7) 審査認可機関が要求するその他申請書類

第10条

出資権譲渡協議書には以下の主要内容が規定されていなければならない。

- (1) 譲渡者、被譲渡者の名称、住所、法人代表氏名、職務、国籍
- (2) 譲渡される出資権金額とその対価
- (3) 譲渡される出資権の引渡し期限と方法
- (4) 被譲渡者の企業合弁／合作契約書、定款に基づく保有する権利と分担する義務
- (5) 違約責任
- (6) 適用法規及び争議の解決
- (7) 協議の発効と終止
- (8) 協議締結日、場所

第 11 条

本規定第 2 条 (3) 原因にて出資権を変更する場合、外経貿部門及び国家工商行政管理局の関連専門規定に符合していなければならない。企業は第 9 条 (1)、(2)、(3)、(4)、(5) 項に規定された書類を提出する外、審査認可機関に対して、企業出資者が締結した出資権変更協議書を提出しなければならない。

第 12 条

企業出資者と抵当担保権者が出資権抵当担保契約を締結した後、以下の書類を当該企業の設立認可した審査認可機関に提出して審査を受けなければならない。

- (1) 企業董事会及びその他出資者が抵当担保提供出資者の当該出資権担保提供に同意する決議
- (2) 抵当担保提供出資者と抵当担保権者が締結した抵当担保契約書
- (3) 抵当担保提供出資者の出資証明書
- (4) 中国公認会計師及びその所属する事務所が企業に対して発行した資本金監査報告書

審査認可機関は以上に規定された全ての書類を受領した日より 30 日以内に認可又は不認可の決定を行う。

企業は、審査認可機関が当該出資者の抵当権担保供出に同意した認可回答書の取得日より 30 日以内に、関連認可文書をもって元の登記機関にて申請手続を実施する。

本条の規定に基づき審査認可手続及び申請を実施していない抵当担保行為は無効である。

第 13 条

「担保法」の規定に基づき、抵当担保としての出資権変更は、抵当担保権者又はその他受益者の所有となり、企業は、審査認可機関に対して第 9 条 (1)、(2)、(3)、(5) 項に規定された書類を提出する外、同時に抵当担保権者又はその他受益者が元の出資者の出資権を取得した事を証明する有効文書を提出しなければならない。審査認可機関はこれらの書類及び本規定第 12 条の書類及び関連法律、法規の規定に基づき審査確認を実施する。

第 14 条

本規定第 2 条 (5)、(6) 項の原因にて出資権を変更する場合、企業は第 9 条 (1)、(2)、(3)、(5) 項に規定された書類を提出する外、審査認可機関に対して、出資権取得者が元の出資者の出資権を取得した事を証明する有効文書を提出しなければならない。

本規定第 2 条 (5)、(6) 項の規定にて企業出資者が変更となる場合、企業のその他出資者が継続経営に同意しない時は、元の審査認可機関に対して、元の企業合併／合作契約、定款の終止を申請する事が出来る。元の企業合併／合作契約終止後、出資権取得者は、清算委員会に参加して清算後の企業余剰資産の分配を受ける権利を有する。出資権取得者が経営の継続に同意しない場合、企業のその他出資者の全員一致の同意を経て、本規定に基

づき、その出資権を企業のその他出資者又は第三者に譲渡する事が出来る。

第 15 条

本規定の第 2 条(7)項の原因にて出資者の変更又は出資権を変更する場合、契約遵守出資者は一方的に審査認可機関に対して変更申請を実施する事が出来る。契約遵守出資者は、第 9 条(1)、(2)、(3)、(5)項に規定された書類を提出する外、以下の書類を審査認可機関に提出しなければならない。

- (1) 中国公認会計師及びその所属する事務所が企業に対して発行した資本金出資監査報告書
- (2) 契約遵守出資者が違約当事者に契約規定の一部分の出資実行又は出資全額の払込実行を督促した事を証明する文書

新規出資者の出資参加がある場合、審査認可機関に対して新規出資者の合法的な開業証明及び資本信用証明を提出しなければならない。違約当事者が、企業の元の合弁/合作契約、定款の規定に基づき、既に一部の出資を実行している場合、審査認可機関に対して企業の違約当事者の一部出資に対する処理関連文書を提出しなければならない。

第 16 条

国有資産投資の中国側出資者の出資権を変更する場合、企業は審査認可機関に対して以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 中国側出資者の主管部門の当該企業出資者出資権変更に対する署名意見書
- (2) 国有資産評価機関の変更される出資権に対して発行された資産評価報告書
- (3) 国有資産管理部門の上記資産評価報告書に対して発行された確認書

第 17 条

審査認可機関は規定された申請書類の全てを受領した日より 30 日以内に認可又は不認可の決定を行う。

企業は審査認可機関の企業出資者出資権変更認可日より 30 日以内に審査認可機関にて外商投資企業批准証書変更手続を実施する。審査認可機関は外商投資企業批准証書抹消日より 15 日以内に、企業の元登記機関に対して外商投資企業批准証書抹消通知書を発行する。

第 18 条

企業は外商投資企業批准証書変更又は提出抹消日より 30 日以内に「中華人民共和国企業法人登記管理条例」及び「中華人民共和国会社登記管理条例」等の関連規定に基づき、登記機関に対して変更登記申請を行う。本規定に基づき登記機関にて変更手続を実施しない場合、登記機関は関連規定に基づき処罰を実施する。

第 19 条

企業が出資権変更登記申請を実施する場合、登記機関に対して審査認可機関に提出した関連書類、審査認可機関の認可文書及び登記機関が提出を要求するその他書類を提出しなければならない。

本規定第 2 条 (7) 項の原因にて出資者の変更又は出資権の変更を登記する場合、登記機関に対して、本規定第 15 条に規定された書類を提出する外、企業新董事会構成員の任命書及びその身分証明書並びに新董事会決議を提出しなければならない。

企業出資者の出資権変更により中国側出資者が企業の全出資権を取得する場合、変更登記申請時、企業は変更される企業区分の設立登記要求に基づき、登記機関に関連書類を提出しなければならない。登記機関の認可後、「中華人民共和国企業法人営業許可証」の返却抹消を実施して、「企業法人営業許可証」を交付してもらう。

第 20 条

出資権譲渡協議書及び企業の元の合弁／合作契約書・定款の修正協議書は、外商投資企業の変更批准証書の日付より発効する。これらの協議書発効後、企業出資者は、修正後の企業合弁／合作契約書・定款の規定に基づき権利を享受し関連義務を分担する。

第 21 条

法律、法規に別途規定がある場合を除き、外商投資株式有限公司の非上場株式の譲渡については、本規定を参照して執行する。

第 22 条

香港、マカオ、台湾地区の公司、企業及びその他経済組織または個人が中国のその他地区に投資して設立経営する企業の出資者の出資権変更は、本規定を参照して実施する。

第 23 条

本規定は公布日より施行する。